

判決年月日	平成24年5月28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成23年(行ケ)10273号		
<p>○ 発光スポットが主走査方向に等間隔に並んでいない2次元面発光レーザアレイを特徴とする発明の容易想到性を判断するにあたり、審決が、面発光レーザ素子の個別駆動用の電気配線を配するためのメサ間の間隔が、メサ間を通過させる電気配線数に応じ、主走査方向における間隔が大きくなるように割り振られた構成とするという技術的思想の記載や示唆がない文献を引用刊行物として、容易想到と判断したことは、誤りである。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

原告は、発明の名称を「2次元面発光レーザアレイ」とする発明について拒絶査定不服審判を請求した。特許庁は、本願発明は引用刊行物に記載された発明に基づいて容易想到であるとして、不成立審決をした。本件は原告が、本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

本願発明は、「面発光レーザ素子が、副走査方向に m 行(m は2以上の整数)、主走査方向に n 列(n は3以上の整数)で2次元状に配列され」という構成を前提とした「画像形成装置の露光用光源として用いる2次元面発光レーザアレイ」において、「その発光スポットは主走査方向に等間隔に並んでいる必要はない。」という着想に基づいて、「前記面発光レーザ素子の個別駆動用の電気配線を配するためのメサ間の間隔が、前記メサ間を通過させる前記電気配線数に応じ、前記 m 行方向における間隔が大きくなるように割り振られた構成とするに当たり」、「配線が多い場所の格子列間隔は、配線が少ない場所の格子列間隔の平均値に比べて、その配線数の差に必要な間隔以上の間隔を割り振られている」という構成を採用することによって、「主走査方向に使えるアレイサイズが決まっている時に、本発明のアレイ配置は列間隔を均等に割り振ったアレイ配置に比べて、配線が通せないことによる素子配置の制限を緩和できる。したがってより小面積かつ多素子なアレイを達成できる。」という効果を奏するものである。

引用刊行物には、最外周に位置する面発光レーザ素子の間を通過する配線の本数が複数本となった場合に、この複数本の配線を配するために面発光レーザ素子の間隔を積極的に広くしようとするものの記載や示唆はない。

したがって、本願発明の構成は、引用刊行物から当業者が容易に想到し得ることであるとはいえない。